

## 業務仕様書

### 1 委託業務名

令和7年度北九州市公営競技局子ども食堂運営等業務

### 2 契約期間

契約を締結した日から令和8年3月31日まで

### 3 事業目的

北九州市公営競技事業経営戦略では、公営競技事業の収益金で将来にわたり北九州市の未来づくりと豊かな社会づくりに貢献していくことを企業理念として掲げ、目指すべき将来像として「親しまれるレース場」を柱の1つとして掲げている。小倉けいりん、ボートレース若松で実施している子ども食堂「どーむきっちゃん」「くれかきっちゃん」は、この「親しまれるレース場」を目指して、公営競技事業の公益性を発信し、企業イメージの向上を図るために実施するものである。

### 4 委託内容

#### (1) 業務内容

ア 子ども食堂（「どーむきっちゃん」「くれかきっちゃん」）定例開催（月1回）の運営全般

- ・児童及びその保護者等への食事（出来るだけ温かいもの）の提供
  - ・参加者の募集・受付及び当日の会場設営・準備・実施・片付け等
- ※片付けについては原状復帰を原則とする。

イ 子ども食堂の実施日における子どもの居場所づくりのためのイベント等の企画・実施

※具体例は後述の「子どもの居場所づくりのためのイベントにおける留意事項」（4（6）イ）を参照

ウ 子ども食堂の広報及び公営競技事業の公益性に関する情報発信

エ 「どーむきっちゃん」及び「くれかきっちゃん」が共同で企画、実施する事業（以下「共同事業」という。）の実施

- ・開催日は令和7年度中の土日祝日のいずれかで、年度中に1、2回程度

#### **参考** 子ども食堂「くれかきっちゃん」におけるこれまでの取組事例

- ・「くれかきっちゃん」の広報・啓発・チラシの制作
- ・参加者の募集、集計、名簿作成、参加者との連絡調整
- ・参加者、スタッフ及びボランティアの保険加入
- ・食事のメニュー作成、食材の調達・管理、調理、その他衛生管理等全般
- ・企業、団体等からの食材等の寄付を受け入れ及び管理並びに参加者への提供
- ・開催に係るスタッフ及びボランティアに関すること
- ※ボランティア対応、学生インターンシップ受け入れの際などの対応 当日活動者の募集、研修、日程調整、活動状況管理、など
- ・「くれかきっちゃん」開催に付帯する食事以外のイベント及びその他活動の企画、準備及び実施
- ・「くれかきっちゃん」の視察、見学、各種報道・メディアへの対応

- ・国、県、市、及び関係団体等からの照会（開催実績等）、依頼等の対応
- ・子ども食堂ネットワークへの情報伝達、報告などの作業

(2) 対象者

ア どーむきっちん

北九州メディアドーム近隣在住の小中学生（未就学児も可）とその保護者

イ くれかきっちん

原則、二島、藤ノ木、くきのうみ小学校区在住の小中学生（未就学児も可）とその保護者

※いずれも保護者同伴を参加条件とする。

※緊急連絡先の把握等のため、事前登録制とする。

※各子ども食堂で最大80人（保護者を含む）程度対応できるようにする。

(3) 実施場所

ア どーむきっちん：北九州メディアドーム（小倉北区三萩野 3-1-1）

イ くれかきっちん：クレカ若松（若松区赤岩町 13-1 ポートレース若松内）

(4) 実施頻度・時間

ア 定例開催

以下で指定する日程（全12回）において、原則として、各回17時～20時の間で実施すること。

i どーむきっちん

※年間12回、令和7年度の各月の上旬での実施を想定し、可能な限り、くれかきっちんの日程と重複しないよう調整する。具体的には、小倉競輪のレース日程が確定し次第決定する。

ii くれかきっちん

令和7年4月25日(金)	令和7年5月30日(金)	令和7年6月27日(金)
令和7年7月18日(金)	令和7年8月22日(金)	令和7年9月26日(金)
令和7年10月24日(金)	令和7年11月21日(金)	令和7年12月19日(金)
令和8年1月23日(金)	令和8年2月27日(金)	令和8年3月27日(金)

※競輪、ポートレースのレース開催の都合等により変更する必要がある場合は、北九州市公営競技局地域貢献室が受注者と事前に協議して決定する。

イ 共同事業

令和7年度中の土日祝日のいずれかで、年度中に1、2回程度

※具体的な開催日程は公営競技局地域貢献室と協議して決定すること。

(5) 参加者負担金の徴収

大人300円、子ども100円

(6) 事業の実施体制等

ア 子ども食堂の運営における留意事項は、次のとおりとする。

i 衛生管理と安全の確保

① 食品衛生に関する責任者を配置（常駐）すること。

② 実施当日のスタッフ数は、調理、配膳、活動企画、受付、会場内誘導、見守りなどの業務を基本的に5名以上（責任者1名含む）で実施することとし、参加人数に応じて円滑に運営できる人数を確保すること。

- ③ 食材料等の納入に際しては、①または調理従事者等が必ず立会い、賞味期限と消費期限を確認し、期限を超えた物は使用しないこと。  
また、①または調理従事者等は、数量等のみならず、品質、鮮度、品温、異物の混入等についても確認し、賞味期限と消費期限が切れる前の食材でも劣化が見受けられるものは使用しないこと。
- ④ 検収後の食材料については、速やかに指定の場所へ保管を行い、その管理については、①が随時確認を行うこと。
- ⑤ 食材料の保管については、原材料の包装の汚染を保管設備に持ち込まないようになるとともに、食品の種類ごとに区分し、相互汚染を防ぐこと。
- ⑥ 保管場所の清潔を保つこと。
- ⑦ 食材の温度管理は適切に行うこと。
- ⑧ 保存食は毎食ごとに採取後、約50gずつ清潔な容器（ビニール袋等）に密封して入れ、マイナス20度以下で1週間以上保管すること。
- ⑨ 調理従事者の選任にあたっては健康者を選ぶこと。また、その健康状態について絶えず注意を払うこと。
- ⑩ 用意した食材・料理等は、事前に公営競技局と協議した上で、ディスプレイの食器（容器）で対応することも可とする。くれかきっちんにおいては、既存食器の使用も可とし、使用した場合は、食器用洗剤等で丁寧に洗浄、消毒し、汚れのないよう保管すること。なお、ディスプレイの食器（容器）については、受注者側で委託料の中から支出、調達すること。
- ⑪ 市や子ども食堂ネットワーク北九州等が行う食中毒や感染症等の予防研修会、調理上の衛生管理や食育に関する勉強会に参加すること。
- ⑫ 市が事業実施場所で行う食材の点検や使用器材の洗浄の状況などの衛生管理チェック、栄養指導などで指導事項が挙げられた場合は、その指導内容に従うこと。
- ⑬ 受注者は、利用者の安全を確保するため、食品衛生管理、食品アレルギー、帰宅時の安全への配慮など最大限の注意を払い、事故が起こった場合は、直ちに北九州市公営競技局に報告するとともに、関係者に対し迅速かつ誠実に対応すること。アレルギー対応しない場合は事前に利用者へ周知すること。なお、対応内容等は必ず記録をすること。
- ⑭ その他衛生管理について、北九州市公営競技局が指示した場合は従うこと。

## ii 利用者への対応

- ① 受注者は家族構成や緊急連絡先、アレルギーなどを把握するため、利用者に事前登録をしてもらうこと。
- ② 受注者は、利用児童に異変や支援が必要な兆候が見受けられるときは、早急に北九州市公営競技局に報告するなど、適切な方法をとること。
- ③ 利用者の募集にあたっては、登録者へのメール送付、北九州市公営競技局のHPの活用や対象招集学校へのチラシ配付、Web広告など、その他適当な方法によって行うこと。

## iii その他

- ① 安定的に食事が提供できるよう、適切な方法により食材は確実に確保すること。
- ② 1回あたり3時間程度開設すること。
- ③ 特定の宗教または政治を目的として実施しないこと。

- ④ 受注者は、視察やメディアの取材希望があれば、可能な限り協力すること。
- ⑤ 受注者は、学生および地域ボランティアの希望があれば、可能な限り受入れに応じること。また、受入れた際には、交通費実費相当の費用弁償を行うこと。ただし、受注者とボランティアでの協議により、費用弁償も含めて無償にすることができる。
- ⑥ 経費の執行に当たっては、本事業に係る経費を明確に区分し、適切な経理を行うこと。また、本事業に係る経費は全て予算額の範囲内で賄うこと。
- ⑦ 受注者は、受託した業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を受けたときは、この限りでない。
- ⑧ 受注者又はスタッフ等が、北九州市公営競技局又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。
- ⑨ 受注者は企画提案書で記載している提案内容に沿って、事業を行うこと。ただし、運営する上で変更等が生じるときは、必ず北九州市公営競技局と協議または報告を行うこと。
- ⑩ 参加者から徴した参加者負担金は、市社協（子どもの居場所づくり応援基金）等へ寄付すること。なお寄付にかかる振込手数料等の費用は委託料の中から支出すること。
- ⑪ 実施日のサイン（のぼり旗など）の設置、倉庫等からの長机・椅子の設置及び撤去、使用後の長机、備品等の清掃、ゴミ捨てについても行うこと。
- ⑫ 準備および片付けは全て実施日に行うこと。また、原則として「どーむきっちゃん」は北九州メディアドーム（1Fアリーナ、会議室の使用を想定。厨房なし。現場での調理不可。具体的な使用箇所は実施の都度、要協議）、「くれかきっちゃん」はクレカ若松（厨房含めて全館使用可。現場での調理可。）にて実施すること。  
ただし、北九州市公営競技局側の都合により、一部使用が制限される場合があるため、準備にかかる日時および実施日に使用する場所並びに片付けで使用する日時については、実施の都度、北九州市公営競技局と協議して決定するものとする。
- ⑬ 寄付食材等を活用したフードパントリーについても食材等の配布物が調達可能な範囲で積極的に実施すること。寄付食材等で冷蔵及び冷凍保存が必要なものは、クレカ若松2F厨房内子ども食堂用の冷蔵庫及び冷凍庫の使用を可とする。

#### イ 子どもの居場所づくりのためのイベントにおける留意事項

安心して過ごせる子どもの居場所づくりのためのイベント等の実施に当たっては、体験学習を視点とした下記活動を参考に活動企画を立案し、開催に当たり毎回少なくとも一つ以上を取り入れること。子ども食堂「どーむきっちゃん」および「くれかきっちゃん」に参加する子どもたちは、保護者同伴での参加が前提となるため、それを踏まえて親子で楽しめる活動企画などを実施すること。

なお、具体的な活動内容としては、文化的イベント・運動イベント、季節行事、子ども同士の交流、工作、学習支援、環境学習、食育指導、衛生指導、共生社会の推進などが想定される。実施に当たっては事前に北九州市公営競技局に確認し、了承を得ること。

ウ 「どーむきっちゃん」および「くれかきっちゃん」の広報並びに公営競技事業の公益性に関する情報発信における留意事項は、次のとおりとする。

- i 「どーむきっちん」および「くれかきっちん」のチラシ（A4・1ページフルカラー）のデザインを前期（4月～9月）、後期（10月～3月）ごとに制作すること、数量は、「どーむきっちん」前期後期各1,300枚、「くれかきっちん」前期後期各1,100枚をそれぞれ印刷すること。
- ii 上記のチラシ制作の際には、公営競技局地域貢献室が指定する、地域貢献に関するデザインを含めること。
- iii 制作したチラシは原則として公営競技局から対象校区の小学校や市民センター等を中心に配付するが、受注者の活動の範囲において、当該チラシの配付を可能な限り積極的に行うこと。
- iv 制作したチラシのデザインを用いて、受注者のホームページやSNSなどを通じて、子ども食堂「くれかきっちん」又は公営競技の公益性について発信すること。ただし、掲載する場合は、事前に北九州市公営競技局へ確認し、了承を得ること。

#### エ 共同企画における留意事項

- i 参加負担金は定例開催と同額とし、全額を定例開催分同様に寄付すること。
- ii 競輪、ボートレース場以外の場所（市内）で実施すること。
- iii 実施時期および内容は、事前に公営競技局地域貢献室と協議の上決定すること。

#### (7) 保険加入

子ども食堂及び子どもの居場所づくりのためのイベントの実施にあたっては、事業スタッフ（ボランティアも含む）や参加児童を対象とした施設賠償責任保険、傷害保険等の必要な損害保険に加入すること

### 5 業務報告

受注者は、毎月1回、その月の最後の実施日から30日以内に、「どーむきっちん」及び「くれかきっちん」並びに共同事業（実施した場合のみ）のそれぞれの参加人数（大人、子ども別）、実施した様子が分かる写真を貼付した業務完了報告書をまとめて作成し、北九州市公営競技局に提出すること。また、利用者情報については、併せて参加者名簿等データも提出すること。

### 6 個人情報の保護・守秘事項等

- (1) 受注者及びスタッフ等は、本業務の実施にあたり、取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守し、適切に取り扱うこと。
- (2) 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、本業務に従事するスタッフに対して、研修やミーティングを実施するなどして（1）及び（2）の規定を遵守させなければならない。
- (4) 市は、受注者又はスタッフ等が（1）から（3）までの規定に違反し、市又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (5) （1）から（4）までの規定は、本業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

### 7 調査等

北九州市公営競技局は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者はこれに従わなければならない。

## 8 その他

- (1) 受注者は、本業務の実施に当たっては、利用者の人権を尊重・配慮するとともに、「固定化された男女の役割にとらわれることなく、すべての人が性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の推進」という視点を持って取り組むこと。
- (2) 受注者は、本業務の実施に当たっては、北九州市公営競技局と連携を密にし、内容について協議すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、北九州市公営競技局と受注者が協議して定めるものとする。
- (4) 発注者は、受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなくこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
  - (ア) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品等供給契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - (イ) 役員等又は使用人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - (ウ) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
  - (オ) 役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (カ) 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。
  - (キ) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第6号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (ク) 受注者が、第1号から第6号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（第7号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- ア 前項の規定により発注者がこの契約を解除した場合は、受注者は委託料の10分の1に相当する金額を違約金として発注者に納付しなければならない。
- イ 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。（5）

「どーむきっちゃん」および「くれかきっちゃん」は子ども食堂ネットワーク北九州の会員であるため、規約を順守し、その活動への協力参画に努めるほか、本業務受託による変更申請が必要な場合等においては、その指示に従うなどして連携に努めること。

(6) 子ども食堂ネットワーク北九州が発信する情報の収集に努めること。

(7) 本業務の実施にあたっては、子ども食堂に関する補助金、助成金を使わないこと。

**参考** これまで子ども食堂「くれかきっちゃん」で実施した項目の例示（ア）～（コ）

(ア) 「くれかきっちゃん」の広報・啓発・チラシの制作

(イ) 参加者の募集、集計、名簿作成、参加者との連絡調整

(ウ) 参加者、スタッフ及びボランティアの保険加入

(エ) 食事のメニュー作成、食材の調達・管理、調理、その他衛生管理等全般

※アレルギー対応なし

(オ) 企業、団体等からの食材等の寄付を受け入れ及び管理並びに参加者への提供

(カ) 開催に係るスタッフ及びボランティアに関すること

※ボランティア対応、学生インターンシップ受け入れの際などの対応 当日活動者の募集、研修、日程調整、活動状況管理、など

(キ) 「くれかきっちゃん」開催に付帯する食事以外のイベント及びその他活動の企画、準備及び実施

(ク) 「くれかきっちゃん」の視察、見学、各種報道・メディアへの対応

(ケ) 国、県、市、及び関係団体等からの照会（開催実績等）、依頼等の対応

(コ) 子ども食堂ネットワークに対する情報伝達、報告などの作業